

社会福祉法人舞鶴双葉寮 役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人舞鶴双葉寮（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払う。

3 役員が必要に応じて評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 評議員が必要に応じて理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、必要に応じて法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、必要に応じて法人及び事業所運営状況等の調査等に従事したときには、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。また監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導もしくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第5条 役員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、また、評議員が法人及び事業所の運営状況等の調査等のために出張する場合は、社会福祉法人舞鶴双葉寮就業規則の旅費規定に準じて、出張旅費等を支払う。

2 出張旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	日額 5.000 円	実費額。ただし、自家用車の場合は 500 円
評議員会	日額 5.000 円	

別表2

名 称	報 酉	実費弁償費
理事長・理事・監事	日額 5.000 円	実費額。ただし自家用車の場合は 500 円
評議員	日額 5.000 円	